

公開

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
部会長及び部会長代理を選出し、全会一致で決議。
栃木地方労働審議会運営規程第 10 条により、部会長が栃木地方労働審議会委員であることから、当専門部会の議決は栃木地方労働審議会の議決となることを確認。
- 2 栃木県衣服製造業最低工賃専門部会運営規程について
運営規程要旨について説明。
運営規程第 5 条及び 6 条を適用し審議・議事録については、三者がそろって議論する場面は公開とするが、二者で行う金額審議の場面及び三者がそろった場面であっても採決の場面は非公開とすること、また運営規程第 6 条 3 項に基づく議事要旨を作成し公開することが決議された。

3 事務局提出資料の説明について 資料説明

4 関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取について

家内労働法第11条による関係家内労働者及び関係委託者からの意見聴取について、10月23日付け意見書の提出を求める旨の公示を行い、11月6日期限までに意見書の提出がなかったことを報告。

5 金額審議について

(1) 家内労働者代表委員の見解及び主張

ア やり方はいろいろあると思うが、3年前に12年ぶりに改正した際、審議を尽くした結果として、「全国平均を下回る工程について改正する。」といった一定の方向性が見出されたと聴いており、我々も事前打合せで、その考えを踏襲していくべきと意見がまとまっている。

しかしながら、前回は「全国平均」ということであったが、今回は事務局で「令和平均」の数字も用意されているので、「全国平均」のみならず、「令和平均」もベースにしつつ、改正額の議論ができればと考えている。

イ 1回目提示額

アパレル業界の実態については一定程度理解はでき、委託者側の主張を参酌しつつ、資料No.10のうち「令和平均」の額を切り上げた金額を主張。

理由としては、平成時代に設定され、以降改定されていない古い金額は参考にするべきではないと考える。ただし、男子既製洋服のうち、わき裏まつりについては、令和平均より全体平均の方が高いので、こちらは全体平均の切上げ額としたいと主張。

◎家内労働者側 1回目提示額

品目	工 程	規 格	金 額
男子 背広 既製 洋服	ボタン付け	小ボタン（4つ穴）根巻なし	1個につき 12円
	わき裏まつり（わきの一部分について行うものに限る。）	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 48円
	すそ裏まつり （すそ裏の一部分について行うものに限る）	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 62円
	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 11円
婦人・子供 既製 洋服	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 20円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 45円
	ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき 27円
	バックル付け		1個につき 18円

ウ 2回目提示額

・婦人・子供既製服の「ウエスト裏まつり」と「バックル付け」については、「見送りやむなし」

- ・男子既製洋服の「すそ裏まつり」は全国平均 55 円やむなし
- ・男子既製洋服の「ベンツ止め」は 10 円やむなし
- ・婦人・子供既製洋服の「見返し星入れ」は 18 円やむなし
- ・婦人・子供既製洋服の「肩パット付け」は 40 円を再提示

(3) 委託者代表委員の見解及び主張

ア 我々としても、3年前の審議における「全国平均を下回る工程について改正する」という考え方は基本的に同じで、それをベースに議論していきたいと考えている。

しかしながら、最低賃金の審議でも繰り返し主張させていただいているが、最低賃金の引上げには事業主の理解が重要であるとともに、それを実行するには、価格転嫁や各種支援制度の推進による賃上げに適した環境整備が最も重要であり、そのことは最低工賃の改正にも言えることである。

特にアパレル業界は特殊であり、他の多くのものづくり業界は、まず資材費や加工費、人件費、運搬費、宣伝費等の必要経費を算出し、そこに利益を加えて販売価格を決定しているが、アパレル業界は逆で、まずは性別や年代、職業等々から売りたいターゲットを決め、そのターゲットが手を出せる範囲で販売価格を決めたうえで、そこから素材費やデザイン費、宣伝費等の経費がまずは差し引かれ、残ったものがようやく加工費や人件費、利益に回るといった特殊な形態になっている。

これはアパレル業界における古くからの構造的な問題であると思うが、その構造的な問題が少しでも改善されなければ、環境整備が進まないまま工賃ばかり上がり、経営状態を圧迫するだけに過ぎず、倒産の危機やものづくりを一番下で支えている家内労働者のさらなる減少につながると考える。

だからと言って、「一切上げられない」というつもりはなく、最低工賃改正の必要性は理解している。上げられるなら上げたい気持ちも十分にある。

しかし、議論には、今申し上げたことも十分に参酌していただきたい。

イ 第1回提示額

平成に設定された古い額については、ただ単に放置されているのではなく、各労働局において検討した結果、改正見送り・据え置きとなっているものであり、現状として適用されている工賃なので、無視できない数字であると主張。

◎委託者側 1回目提示額

品目	工 程	規 格	金 額
男子 背広 既製 上衣 洋服	ボタン付け	小ボタン (4つ穴) 根巻なし	1 個につき 12 円
	わき裏まつり (わきの一部分について行うものに限る。)	針目が3 cm間隔こ5針以上	1 枚につき 48 円
	すそ裏まつり (すそ裏の一部分について行うものに限る)	針目が3 cm間隔こ5針以上	1 枚につき 55 円
	ベンツ止め	2 本糸で×印しつけ止め	1 か所につき 10 円
婦人・子供 既製 洋服	見返し星入れ	針目が3 cm間隔こ3針以上	10 cmにつき 18 円
	肩パット付け	2 個 1 組	1 組につき 39 円
	ウエスト裏まつり	針目が 3 cm間隔に 7 針以上	20 cmにつき 見送り
	バックル付け		1 個につき 見送り

ウ 第2回提示額

家内労働者側が「やむなし」で歩み寄ったことを受け、婦人・子供既製洋服の「肩パット付け」について、委託者側の提示額 40 円に合意。

(4) 結審状況について

「男子既製洋服」については4工程の改正、「婦人・子供既製洋服」については2工程の改正が、全会一致により下記のとおり結審となった。

効力発生の日（予定） 令和7年4月21日

品目	工 程	規 格	金 額
男 子 背 広 上 衣 既 製 洋 服	ボタン付け	小ボタン（4つ穴）根巻なし	1個につき 12円
	わき裏まつり（わきの一部分について行うものに限る。）	針目が3cm間隔こ5針以上	1枚につき 48円
	すそ裏まつり （すそ裏の一部分について行うものに限る）	針目が3cm間隔こ5針以上	1枚につき 55円
	ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円
婦 人・子 供 既 製 洋 服	見返し星入れ	針目が3cm間隔こ3針以上	10cmにつき 18円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

6 答申文（案）について

原案どおり議決された。

7 答申（地労審令第6条第7項を運用）

栃木労働局長あて答申を行った。

8 専門部会報告書（案）について

原案どおり議決された。